

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第78号



公式通信販売サイトを装った 偽サイトに注意

消費者庁では、SNS上の安売り広告で消費者を誘導し、人気アウトドア用品のブランド「mont・beer」と「LOGOS」のロゴや商品画像を盗用した偽サイトで商品を購入させる「消費者を欺く行為」の発生を確認しましたので、情報を公表し、注意を呼び掛けます。

偽サイトの特徴

両サイトとも、一見して公式サイトのようにあり、偽サイトと気付くことは困難です。しかし、会社名や住所は公式サイトと異なり、電話番号が記載されていないなどの違いがあり、運営者の実態は不明でした。

偽サイトへは、インスタグラムやフェイスブックといったSNSやネット上の広告のリンクから誘導します。

通常販売価格の最大9割引まで販売しているような極端な低価格を売りにして購入させようとしています。

支払い方法はクレジットカード決済のみで、注文受付メールが届かない、キャンセルメールを送っても返信が無く、連絡が取れなくなる事例が確認されています。

偽サイトに注意

アドバイス

●公式通信販売サイトか確認しましょう。通信販売は「特定商取引に基づく表記」や「会社概要」がありますので、会社名や住所、電話番号などを確認し、公式サイトとのURLが確認しましょう。偽サイトは公式サイトと似たURLを使用することが多いので注意が必要です。

●販売価格が極端に安いのは偽サイトの特徴です。また、商品説明文などの日本語が不自然、サイト内の画像やリンクに不備があるときは、偽サイトを疑いましょう。

●支払い方法が複数記載されているのに一つしか選択できない、支払先口座が個人名など不自然です。注意しましょう。

同様な注意喚起

過去にも人気有名ブランドや百貨店、家電メーカーの公式通販サイトを模造した偽サイトの注意喚起がありました。不安に感じたときは気軽に相談してください。

注意喚起QR
(消費者庁)



相談事例紹介

「資格商法の二次被害」に注意

今月の相談

20数年前、電話勧誘で資格取得教材を契約し、全額支払った。しかし、勉強せずにそのまま放置していたが、最近になって、以前契約した事業者を名乗るところから「契約が継続している。新たな講座を契約すれば、終了したことにする」と電話があった。どうすればよいか。

この相談は、以前受講した人に対して講座が継続しているかのように説明し、強引に新たな契約を迫る手口で、以前の契約者名簿を利用して電話勧誘をしていると思われると伝えました。電話勧誘販売では、虚偽の説明をすることや、断っているのに再勧誘をすることは法律で禁止されています。今回は、消費生活センターから事業者に連絡をして「契約の意思はない」と伝え、断ることができました。

悪質業者は、以前の契約から数年経過し、消費者の記憶が薄れた頃に勧誘の電話をかけてきますが、以前の契約の支払いを完済していれば、資格を取得したかどうかにかかわらずその契約は終了しています。根拠のない請求に応じる必要はありません。セールストークに惑わされず、「受講の意思はありません。今後の勧誘は一切お断りします」と伝え、電話を切りましょう。

もし、契約をしてしまった場合でも、電話勧誘による契約は、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフ制度により無条件で解除することができます。

お困りの場合は、消費生活センターに相談してください。



☎ 幕別町消費生活センター (☎055-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	午前9時～午後4時 (札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	幕別町役場 1階相談室
札内		札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類		忠類コミュニティセンター

見守り 新鮮情報

事例1 自宅から遠く、自分も入るつもりはないので、**墓じまい**を寺に申し出たところ、300万円ほどの**高額**な**離壇料**を要求され困惑している。払えないと言うとローンを組めると言われた。
(80歳代 女性)



©Kurosaki Gen

事例2 跡継ぎがないのでお寺に**離壇**したいと相談したところ、過去帳に8人の名前が載っているため、700万円かかると言われた。**不当に高い**と思う。
(70歳代 女性)

墓じまい 離壇料に関する トラブルに注意

ひとこと助言



- 今あるお墓を片付け、寺など墓地の管理者に返還する墓じまいの際に、高額なお布施(檀家をやめるときに寺へのお礼として慣習的に支払う、いわゆる「離壇料」等)を要求されたという相談が寄せられています。
- 離壇料に明確な基準はなく、金額に納得がいかない場合は、基本的には寺などと話し合うことになります。
- 墓じまいは勝手にはできず、寺などが発行する「埋葬証明書」などが必要です。家族や親族などを交えるなどして、よく話し合しましょう。
- 分からないことがあれば、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。